

## 市役所本庁舎広告付玄関マット設置事業者募集要項

### 1 目的

ふじみ野市（以下「市」という。）が市役所本庁舎で使用する玄関マットについて、新たな財源確保及び市民サービスの向上を図るため、広告付玄関マットを設置する事業者を募集する。

なお、選定にあたっては、ふじみ野市有料広告取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及びふじみ野市広告付玄関マット設置取扱基準（以下、「取扱基準」という。）に基づき行うものとする。

また、本要項により選定された設置事業者と市において、別途協定書を締結するものとする。

### 2 設置場所

所在地 ふじみ野市福岡一丁目1番1号

名称 市役所本庁舎

種類 建物

本庁舎正面出入口 風除室

なお、上記の場所以外に設置を希望する場合は、別途市と協議すること。

### 3 募集期間

随時募集とする。ただし、最初の申込みがあった時点から1週間を経過した場合又は募集している設置場所がなくなった場合は、一時的に募集を停止する。

### 4 設置期間

契約の日から2年間とする。

設置者の希望により継続して設置する場合は、契約満了の1月前までに申請を行うこと。

ただし、契約の日から5年間を限度とする。

### 5 費用負担

広告付玄関マット設置に係る広告料、デザイン費、作成費、維持管理費、設置及び撤去費その他一切の費用は設置事業者の負担とする。

また、それぞれの設置場所に係る行政財産使用料相当額を負担するものとし、別途広告料を納付すること。

なお、行政財産使用料相当額は設置する広告付玄関マットの面積により変動

するため、広告付玄関マット設置申込書に記載された設置面積において算出する。

**【参考】**

横 1,000mm×縦 2,000mm（設置面積 2 m<sup>2</sup>）の場合 36,280円（年額）

## 6 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 22 年ふじみ野市告示第 250 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 18 年ふじみ野市告示第 284 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (5) 市税の滞納がないこと。

## 7 応募手続き

### (1) 提出書類

次に掲げる書類を各 1 部ずつ提出するものとする。なお、提出書類の返却は行わない。

ア 広告付玄関マット設置申込書

イ 市町村民税の納税証明書（申込者の所在地が市外の場合）

ウ 会社案内（パンフレット等）

### (2) 提出場所

ふじみ野市福岡一丁目 1 番 1 号

ふじみ野市総務部資産管理課

電話：049-262-9050（直通）

### (3) 提出方法

提出場所に持参すること。

- (4) 現地の確認を希望する場合は、下記 1 2 に示す問合せ先に事前に連絡を行うこと。

## 8 事業者の決定に係る決定方法等

提出書類の審査を行い、前記 6 に掲げる応募資格要件（以下「要件」という。）

を全て満たしているものを設置事業者として決定とする。

なお、最初の申込みがあった時点から1週間以内に別の申込みがあった場合は、要件を全て満たし、市の指定する期間内に広告料をより多く提示した者を設置事業者として決定する。

## 9 無効な応募に関する事項

- (1) 不正行為による応募
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行ったもの
- (3) その他募集に関する規定などに違反した応募

## 10 決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての選定を取り消すものとする。

ア 設置事業者が本件契約を締結しない場合

イ 提出書類に虚偽の報告があった場合

ウ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

エ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、設置事業者として相応しくないときと本市が判断した場合

オ その他の事由により、設置事業者が本件契約を締結しない場合

## 11 その他

- (1) 広告主及び掲載する広告の募集は、設置事業者が行うこと。
- (2) 広告マットのデザイン、作成、交換及び洗浄等のメンテナンスは設置事業者が行うこと。広告マットの洗浄は原則として4週間に1回以上行うこととし、著しい損耗が生じた場合は、市と設置事業者とで協議の上、交換等を実施すること。
- (3) マットの材質等については、靴底のクリーニング機能、防塵機能、防災機能、吸水機能及び滑り止め機能を有するものとし、通行に支障がないようにすること。
- (4) 掲載する広告については、取扱要綱及び取扱基準を遵守すること。ただし、広告マットの2分の1以上は市のマスコットキャラクター「ふじみん」や市章等の市のイメージを表示すること。

## 12 問合せ先

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市 総務部 資産管理課資産管理係

TEL : 049-262-9050

FAX : 049-266-3683

E-mail : kanzai@city.fujimino.saitama.jp

参考画像

本庁舎正面出入口 風除室

